

交通規定

第1章 運転免許取得について

本校で取得できる運転免許は、原動機付自転車、普通自動車・準中型に限る。自動二輪の免許取得は、許可しない。運転免許を取得する場合は、長期休暇中に限る。

第1条 原動機付自転車（以下、バイク）

希望者は、クラス担任を通じて「原付免許取得許可願」を交通担当係に提出し、取得後は速やかに「免許取得届」を交通担当係に提出すること。

第2条 普通自動車・準中型運転免許取得

- 1 自動車学校入校は、3年生の夏季休業中から認める。
- 2 免許取得希望者は、クラス担任を通じて「自動車学校入校許可証」を交通担当係に提出し、入校許可証が発行された後、授業に支障がでないよう計画を立てて取得すること。取得後は、速やかに「運転免許取得届」を交通担当係に提出すること。

第2章 原付バイク通学許可について

第1条 原付バイク通学を希望する生徒は「原動機付自転車通学許可申請書」を、クラス担任を通じて交通担当係に提出し、面談等を行い、許可される場合は保護者同伴の上、「バイク通学許可式」に出席すること。

第2条 許可条件

- 1 通学距離は、原則、7 km以上（地図上で最短距離計測）であること。
- 2 生徒指導課交通担当係が実施する面談を受けること。
- 3 バイク通学許可式や交通安全教室など学校が指定する講習会を受講すること。
- 4 ヘルメットは、フルフェイスを着用すること（シールドはクリアのみ可とする）。
- 5 任意保険には、必ず加入すること。
- 6 バイクは、日頃より、点検整備に努めること（改造等は認めない）。

※ 特別な事情がある場合は、生徒指導課で協議する。

第3条 通学を許可された者は、バイク用ステッカーを購入し、所定の位置に貼ること。

第3章 バイク通学における厳守事項について

バイクで通学すると時間を短縮することはできるが、事故等の危険もあるため、余裕を持って自宅を出るなどして、安心安全に留意すること。なお、以下の点も遵守すること。

第1条 校内では徐行し、バイクは指定された駐車場に置くこと。（※指定以外の場所に置いた場合は、鎖で固定するなどして、指導を行う。）

第2条 許可バイクを替えたり、修理等により代車で通学したりする場合は、直ちに担任と生徒指導課交通担当係に届けること。

第3条 バイクの貸し借りは禁止する。

第4条 ノーヘルメット（フルフェイス以外のヘルメットの着用）、二人乗り、牽引、その他危険な運転違反をしない。

第5条 ヘルメットは各自責任を持って保管すること。

第6条 整備不良、改造した車両での通学は厳禁とする。

第7条 8時40分までに登校すること。なお、遅刻した生徒は、指導の対象となる。遅刻が改善されない生徒は、通学禁止あるいは許可取消しとする。

第4章 交通事故、違反者に対する指導処置について

第1条 交通事故、違反を起こした場合は、その状況を文書で交通担当係に提出すること。

第2条 無許可バイク通学については、懲戒処分とする。

第3条 交通事故や交通違反は、生徒指導課で協議し、対応・指導する。

第5章 自転車通学について

自転車は法律上、自動車と同じ扱いとなる。事故の加害者となり、過失が認められる場合は、重い責任を負い、莫大な損害賠償を支払う義務が生じる可能性がある。交通ルールを守り周囲に配慮して安全運転する義務があることを肝に命じること。

※ 自転車についても任意保険等に必ず加入すること。

第1条 自転車通学を希望する生徒は、担任よりステッカーを受け取り、所定の位置に貼ること。

第2条 自転車は、指定された場所に置くこと（自転車は、施錠すること）。

第3条 自転車の2人乗りは厳禁とし、ハブステップの取り付けも禁止する。

第4条 整備不良、改造した車両での通学は認めない。

附則 この規定は、平成16年4月から施行する。

平成27年10月19日一部改正、平成28年 4月 5日一部改正

令和 2年 3月31日一部改正、令和 3年 3月31日一部改正

令和 4年 3月31日一部改正